

ニューズレター

令和2年1月発行

第31号

Newsletter



広島県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体

Victim Assistance Center of Hiroshima

公益
社団

広島被害者支援センター

〒730-0031 広島市中区紙屋町2丁目2-18 サンモール5F TEL082-245-6667 / FAX082-245-6668

URL : <http://www13.plala.or.jp/vach2-13/>



広島県警察本部長
鈴木 信 弘

年頭のご挨拶

広島被害者支援センター並びにその運営を支えておられる会員及び支援活動員の皆様におかれましては、平素から犯罪被害者等への支援活動に多大な御尽力を賜り、心から御礼申し上げます。

犯罪被害者等基本法に定められていますように、犯罪被害に遭われた方が再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けられるよう、警察では広島県公安委員会指定の犯罪被害者等早期援助団体である広島被害者支援センターへの情報提供を積極的に推進しているところであります。

広島被害者支援センターでは、電話・面接相談をはじめ、公判への付添、公的支援制度に関する手続の援助などの直接支援により、被害発生後から日常生活を取り戻すまでの長期にわたりきめ細やかな支援を提供するなど、被害に遭われた方々の心の支えとなっておりますことに、敬意を表するとともに、深く感謝しております。

警察としましても、今後も広島被害者支援センターをはじめとした関係機関・団体の皆様と緊密に連携し、犯罪被害者等施策を推進して参りますので、引き続きよろしくお願い致します。

結びに、広島被害者支援センターの益々の御発展と会員及び関係者の皆様方の御健勝、御多幸を心から祈念申し上げます。



公益社団法人
広島被害者支援
センター理事長
山本 一 隆

年頭のご挨拶

新年明けましておめでとうございます。旧年中は、会員の皆様方を始め、多くの方々当センターの活動にご支援とご協力を賜り、心からお礼申し上げます。

本年の干支の子は、十二支の中で一番はじめ、干支頭とも言われ、大変縁起の良い年とされています。

広島被害者支援センターも15年前の発足当時に拠点としておりました現在の場所に事務所を移転し、理事・職員一同新たな気持ちで被害者支援に取り組んでおります。

さて、昨年起きた、川崎市の児童殺傷事件や京都アニメーション放火殺人事件などを見ましても、自分が、または自分の家族がいつどこで突然犯罪に巻き込まれるかわからないという思いを持たれた方も多いのではないのでしょうか。犯罪に遭うと言うことは、それまでの平穏な生活が一瞬にして破壊され、予想だにできなかった様々な困難に直面することになると言うことです。そのため、犯罪被害者等に対する、支援の必要性・重要性が強く求められています。

当センターも平成16年設立以来、被害者に寄り添った支援を続けて参りました。支援の要請は多岐にわたり、県外での支援も求められるようになってきています。

本年は、「全国のどこにいても、いつでも求める支援が受けられ、被害者の声に応えられる活動」を目指し、支援活動の充実強化を図りたいと思います。そのために支援活動員のスキルアップのための研修の充実、財政基盤の確立のため賛助会員の拡大等に努めて参りたいと考えております。大黒天の使者であるネズミにあやかり、実りの多い年になるよう努めたいと思います。

今年も引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げますとともに、皆様方のご健勝とご多幸を祈念いたします。

令和元年度広島被害者支援センター 被害者支援講演会&演奏会



公益社団法人広島被害者支援センターの令和元年度被害者支援講演会&演奏会を11月27日（水）に広島弁護士会館で開催しました。講演会では、傷害致死事件被害者遺族で、京都府犯罪被害者支援コーディネーターをされている岩城順子（いわきよりこ）さんに「犯罪被害に遭うということ」というテーマでお話いただきました。

岩城さんは、最初に、犯罪被害はごく普通に暮らしていた人に、ある日突然降り掛かり、誰にも犯罪被害者になる可能性があることを強調されました。

岩城さんの長男の道暁（みちあき）さんは、20歳の大学生だったとき、見知らぬ若い男に因縁をつけられ、いきなり顔を殴られて意識を失いました。誰も見ておらず、最初はけんかだと思われていました。外傷がほとんどなく、CTにも異常が見られず、医者は全治2週間という診断書を警察に提出しました。しかし、意識が戻ると、状態は少しずつ悪くなっていきました。脳幹部の球麻痺によって舌が麻痺してしまい、食べ物をうまく飲み込むことが困難になり、声は出ても発音ができず、それで話すことができなくなっていました。手足はある程度動くもののその機能を十分に果たさず、手が震えて物を掴むのも困難という不全麻痺の状態、殴られた時の記憶も消えていました。

こうした被害状況は、2つの問題を生み出しました。1つは、症状が固定しないため身体障害者手帳がすぐには受け取れず、一切の福祉措置を受けることができないようになっていたことです。すぐに必要なものが、必要なときにサポートされないのです。電動車椅子ユニットも自費で購入されました。

もう1つは、刑事裁判が岩城さんにとって屈辱的なものになったことでした。事件の10か月後に、検事や事務官が家に来て、回復の見込みがない状態を見ていながら、略式起訴で判決は罰金30万円となりました。それも、加害者に問い合わせて初めて分かったそうです。刑事記録を取り寄せてみると、ただ目が合っただけで、道暁さんの顔が気に入らなかったから顔を力いっぱい殴ったというようなことが書かれていて、裁判で異議を申し立てる場も与えられず判決が下される制度に納得できなかったそうです。

一方、事件後2年経って起こした民事裁判では、相手は仕事を辞め、賠償の支払いはできないというものでした

が、「争わない」という返事がけんかではなかったことを証明しました。父親は公務員で、有名な会社に勤める母親もいましたが、「息子は20歳だから親に責任は無い」と言ったそうです。

道暁さんは少しずつ状態を悪くし、事件の3年後、23歳の誕生日を目前に亡くなりました。岩城さんは、お葬式のときは涙も出ず、まるで映画の撮影の中にいるように感じたそうです。全エネルギーを使い切った放心状態で抜け殻のようになっていたのです。岩城さんは、介護中や道暁さんが亡くなられた後の何も話したくない時期に、なぜそうなったかを知りたい近所の人や知り合いからの質問や根も葉もないうわさ、また、周囲の人に掛けられた言葉にも傷付かれ苦痛を感じられたそうです。例えば「頑張ってください」と言われると「あなただけが頑張りなさい」と聞こえ、逆に、「一緒に頑張りましょう」と言われると「気持ちを理解された、分かって貰えた」と感じたそうです。ちゃんと聞いてくれる人がいることが支援になるのです。

最後に、岩城さんは、京都府の犯罪被害者支援について紹介されました。京都府では平成18年に改定された条例を運用するために、平成20年、国、府、市町村や警察等の公的機関や被害者支援を行う民間の機関や団体を含めた、総合的な支援のためのネットワークシステムである「京都府犯罪被害者サポートチーム」が発足しました。府民環境部の安心・安全まちづくり推進課に事務局が置かれ、警察から1名、犯罪被害者支援コーディネーターが3名（岩城さんもその一人）と、被害者相談専用電話が設置されています。コーディネーターは、犯罪被害者支援センター理事1名、臨床心理士1名、社会福祉士1名（岩城さん）の構成になっています。被害者支援は被害者に関心を持つことから始まるということで、逆にそれは、無関心こそが最も怖いのだということであり、被害者遺族の岩城さんがずっと望み言い続けていた、正しく理解して欲しいという思いが一致したのです。それは、被害者支援の本質は、被害者が本来の力を取り戻すための支援であり、何が必要なのか、不自由に感じている部分は何か、一緒に考えて欲しい、知って欲しいという思いなのです。自治体の全ての窓口でこれが機能すれば、被害者支援と被害者の自立につながっていくからということでした。

演奏会では、エリザベト音楽大学の大学院生3人の「アンサンブル・クオーレ」がフルートと電子オルガンを使って、「アメイジング・グレイス」や「涙そうそう」など心温まる曲を演奏してくださいました。



募金活動を行いました

被害者週間の期間中実施した各行事にあわせて募金活動を行い、犯罪被害者支援の必要性に理解をいただいた、たくさんの方から募金をいただきました。被害者支援活動のために大切に使用させていただきます。ありがとうございました。

募金をしていただいた方には、ボランティアで作っていただいた、かわいい手作りグッズをお渡ししました。



感謝状贈呈式

講演会・演奏会の開演に先だって、当センターの活動を理解し、財政・広報に於いて多大なご協力をいただいた10団体様に感謝状を贈呈しました。

<令和元年度に多額の寄付をいただいた3団体>

- 株式会社プロバホールディングス様
- マツダ労働組合様
- 広島県遊技業協同組合様

<多年にわたり当センターの財政を支援していただいている4団体>

- 中国遊技機商業協同組合様
- 後藤建設株式会社様
- 株式会社川西様（当日欠席）
- 安芸教区仏教婦人会連盟様

<多年にわたり当センターの広報活動を積極的に支援していただいている3団体>

- 公益社団法人広島県バス協会様
- 広島電鉄株式会社様
- エリザベト音楽大学様



令和元年度の支援活動状況

支援活動月別件数 ▼

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
電話相談開設日数	24	22	25	26	22	23	25	23	23	213
電話相談件数	33	26	25	36	25	30	20	44	31	270
面接相談件数	2	3	3	5	6	4	0	3	2	28
直接的支援件数	18	24	49	108	20	55	28	31	40	373
弁護士相談件数	3	2	2	2	5	1	0	1	4	20
臨床心理士相談件数	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2

電話相談内容分類 ▶

殺人	0
暴行傷害	16
性的被害	38
D	9
虐待	0
ストーカー	3
交通被害・事故	20
消費者問題	2
財産的被害	9
その他	154
問い合わせ	19
計	270

街頭キャンペーンの実施

11月25日から12月1日までの犯罪被害者週間に合わせて、11月25日（月）午前7時30分からJR広島駅の協力を得て、広島駅南口広場で街頭キャンペーンを実施しました。広島県、広島県警、広島市をはじめ第六管区海上保安本部、保護観察所等10団体に加え、一昨年、昨年に引き続き今年も比治山女子高校ソフトテニス部の生徒さん14名や、修道大学生1名が参加してくれました。総勢40人余りで、広島駅南口を通る人達に「被害者支援にご協力下さい」と声を掛けながらパンフレットやチラシの入った啓発グッズ2500個を配布し、犯罪被害者支援活動に対する理解と協力を呼びかけました。



比治山女子高校のみなさんとモシカ君



キャンペーングッズ配布風景

広報活動を行いました

広島県庁前緑地帯で行われた広島県警察音楽隊「昼のコンサート」では、同所でチラシを配布しながら被害者支援活動に理解と協力を呼びかけました。

（10月25日（金）12：10～）

はつかいち文化ホール ウッドワンさくらびあ大ホールで行われた広島県警察音楽隊定期演奏会「ふれあいコンサート」では募金活動を行いたくさんの寄付金をいただきました。ご協力ありがとうございました。

（11月30日（土）13：30～）



さくらびあ募金風景

バス・電車・タクシー及び病院等での広報活動の実施

当支援センターでは、年間を通じてタクシーによる広報活動を行うと共に、被害者週間にあわせて自治体やバス協会・トラック協会をはじめ交通事業者及び総合病院等のご協力をいただき、公共施設や県内運行中のバス・電車内にポスターの掲示をしていただき広報活動を実施しました。



<ポスター掲示にご協力をいただいた交通事業者・総合病院等> 広島電鉄株式会社（広島市）、広島バス株式会社（広島市）、広島交通株式会社（広島市）、芸陽バス株式会社（東広島市）、株式会社中国バス（福山市）、鞆鉄道株式会社（福山市）、備北交通株式会社（庄原）、因の島運輸株式会社（尾道市）、本四バス開発株式会社（尾道市）、中国ジェイアールバス株式会社（広島市）、おのみちバス株式会社（尾道市）、エイチ・ディー西広島株式会社（広島市）、宝塚タクシーグループ（広島市）、県立広島病院（広島市）、広島大学病院（広島市）、広島市民病院（広島市）、国立病院機構呉医療センター（呉市）、JA 広島総合病院（廿日市市）、広島赤十字・原爆病院（広島市）、浜脇整形外科病院（広島市）、株式会社広島バスセンター（広島市）、JR 広島駅（広島市）<順不同>

市町・関係機関団体犯罪被害者等支援関係職員研修会の開催

今年も「市町・関係機関団体犯罪被害者等支援関係職員研修会」を開催しました。この研修は、関係機関・団体の職員を対象に、関係機関・団体が連携して犯罪被害者等施策に取り組む意義及び必要性を理解し、犯罪被害者等施策の総合的な推進や情報提供・相談に当たって必要となる基礎知識を習得することを目的として毎年行っています。



前期は、7月31日に県庁本館講堂で、「犯罪被害者支援に求められる被害者のニーズ」と「関係機関・民間支援団体の役割」と題して、全国被害者支援ネットワーク副理事長 田村 裕弁護士の講演を聞きました。

後期は、広島（11月8日）・福山（11月29日）・三次（12月6日）の3会場に於いて、講義と事例検討を行いました。講師は、当センター副理事長（比治山大学教授・臨床心理士）の兒玉憲一先生が担当しました。

各会場、県・警察職員及び市町の職員、延べ58名の参加が有り、「犯罪被害者支援のポイントについて」の講義と、模擬事例を使ったロールプレイやグループ討議を行いました。各関係機関・団体でできる支援についてそれぞれの立場での意見交換が活発に行われ、学びの多い研修となりました。

共同募金「社会課題解決プロジェクト」への参加

犯罪被害者の支援活動は、ますます重要性を高めておりますが、活動を支える経費は、企業・団体・個人の会費・寄付によるところが大切です。

その財源確保のため、平成23年度から実施している共同募金会と連携した募金活動「社会課題解決プロジェクト」に今年も参加することにしました。この活動には、喫緊に解決しなければならない社会課題の解決のための支援活動を行っている社会福祉法人、公益社団法人、NPO法人等の非営利活動団体が参加しています。

募金の期間は令和2年1月1日から3月31日までの3ヶ月間です。

この募金活動にご協力いただいた支援金は、犯罪や事故等の被害に遭われた遺族等の支援活動に活用する資金です。犯罪や事故に巻き込まれた方々への支援はまだ十分とは言えません。精神的にも経済的にも苦しんでおられます。

こうした被害者等を県民皆で支えていく共助の気運を作るためにも、ご協力をお願い致します。

地域をつくる市民を応援する共同募金活用事業
「社会課題解決プロジェクト」募金用紙

公益社団法人 広島被害者支援センター

犯罪被害にあわれた方のために

犯罪・事故の被害者やそのご家族をサポートします

あなたの力をかしてください。

私達は「犯罪被害者等早期援助団体」です。

当センターは、犯罪被害にあわれた被害者とその家族を支援する団体として、広島県公安委員会より「犯罪被害者等早期援助団体」に指定されています。被害にあわれた直後の被害者や遺族の多くは、事件・事故のショックにより日常生活で様々な支障が出る場合があります。当センターでは、そのような方に電話・面接相談をはじめ裁判所への付添いなど、精神的・経済的な支援を行っています。

事件や事故にあわれた方
まずは、お気軽に
お電話ください。

☎082-544-1110

相談日 毎週 月～土曜日 9:00～17:00
※祝日、お盆期間（8月13日～15日）は12:00～17:00まで
岡山相談室（毎月第2火曜日）、呉相談室（毎月第2金曜日）は電話予約
広島県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体
Victim Assistance Center of Hiroshima
公益社団法人
広島被害者支援センター

※ この募金用紙での取扱いは、令和2年3月31日（金）までに完了です。

郵便局で振込みをお願いします。

01320-9-37

社会福祉法人 広島県共同募金会

種

振込先請求書受領証

01320-9-37

社会福祉法人 広島県共同募金会

ホンデリング ～本で広がる支援の輪～

不要になった本等を寄付して頂くことが、犯罪の被害に遭われた方々への支援活動につながります。

<寄付の仕方>

不要になった本やCD、DVDを「贈与承諾書（当センターのIDが入ったもの）」とともに梱包し、買い取り業者「(株)バリューブックス」☎0120-826-295に電話して、「ホンデリングを申し込みたいのですが」と伝えて下さい。宅配業者が指定の時間に引き取りに来てくれます。

買い取り業者の査定金額が広島被害者支援センターに寄付されるという仕組みです。その際「贈与承諾書」に当センターのID「38-N31」を必ず記入して下さい。

「贈与承諾書」は、センターへ連絡いただければ送ります。また、当センターのホームページから取り出すこともできます。

広島銀行県庁支店に本の寄贈コーナーを設けていただきました。ありがとうございました。



事務所を移転しました

令和元年10月に、事務所を移転しました。

新しい事務所は「紙屋町サンモール5階」です。研修室・面接室には大きな窓があり、明るく、風も入るので快適です。

以前の「立町有信ビル」には、約10年間お世話になりました。静かで、とても便利の良い所でしたが、今度の事務所も中心部に有り市民の皆さんには馴染みのある場所です。



新しい事務所



編集後記

昨年は、平成から令和へと年号が変わりました。そんな中で全国的には社会の注目を浴びる犯罪事件の発生や自然災害の発生により甚大な被害を各地にもたらしました。

立から3度の事務所移転を余儀なくされて15年を迎えた当センターも、社会の変化に対応しきれず急遽移転をすることとなり、発足当時お世話になっていた紙屋町のビルに再度移転しました。相談員を始め支援活動員・事務局員共々初心に戻り、被害者等によりきめ細やかな支援ができるよう努力してまいります。

(録) 広島被害者支援センターをサポートして下さる 賛助会員・寄付を募集しています

広島被害者支援センターは、会員の皆様のご理解とご協力に支えられて運営している団体です。犯罪や交通事故などの被害にあわれた方や家族の方への支援活動を財政面からサポートして下さる会員を募集しています。

- 1 賛助会員とは**

センターが行う被害者支援活動の意義をご理解いただき、財政面での支援という形で事業に参加していただく会員をいいます。
- 2 賛助会員の種類と会費**

賛助会員(年会費)は、

個人会員	1口	2,000円
法人・団体会員	1口	10,000円

口数に制限はありません。
その他、寄付も随時受け付けています。
- 3 振込み先**

銀行をご利用の方
 広島銀行県庁支店 口座番号(普通)3007871
 加入者名 公益社団法人 広島被害者支援センター
 理事長 山本 一隆

郵便局をご利用の方
 口座番号 01310-6-57119
 加入者名 公益社団法人 広島被害者支援センター
- 4 入会していただく**

年2回発行予定の「ニュースレター」とシンポジウムや講演会の案内を送付します。



本誌は、共同募金会の助成を受けて発行しています。